



ら・し・さ 通信

2022(令和4)年 秋冬号(第40号)



フウリンガマズミ

撮影：三谷巖

おもな内容

- イベントのご案内 「終活講座(東京)」 「ら・し・さサロン(東京)」 「オンラインセミナー」 など
- お役立ち情報 「公的年金等受給者の所得税や住民税の申告」 「自筆証書遺言の保管制度」
- NPO法人ら・し・さ 第20回総会報告 ●終活広場 「終活川柳」「終活体験談」
- 終活アドバイザー協会会員へのお知らせ
投稿募集、「Facebook」「LINE」「名刺・オリジナルグッズ」のご案内、地域サークル活動のご案内
「終活アドバイザー協会講演会」報告

発行: **NPO 法人ら・し・さ** (終活アドバイザー協会)

理事長: 若色 信悟

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-10 宝照ビル 3F

TEL: 03-6264-4655 (平日 10 時～12 時、13 時～16 時)

FAX: 03-6264-4656

E-Mail: kanri @ra-shi-sa.jp

ホームページ:



終活アドバイザー®

終活アドバイザー協会のメール・HP

E-Mail: info@shukatsu-ad.com

<https://www.shukatsu-ad.com>

感染症対策のため事務所機能を縮小していることから、**電話での対応を休止することがあります**

「NPO 法人ら・し・さ」は、人生の後半期に訪れる、介護、住まい、葬式、お墓、相続などの様々な心配ごと、特にお金の問題に関する情報を集め、整理して提供しています。皆さまの必要に応じてお手伝いするファイナンシャル・プランナー(FP)を中心とした団体です。2016 年からは終活アドバイザー協会を運営しています。

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、会場開催のイベントは直前で中止になる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
動画配信サービスやオンラインセミナーなどをご利用ください。

《NPO 法人ら・し・さ 2022 年 11 月以降のイベント予定》

終活アドバイザー協会講演会・会員交流会(東京開催)

毎年 9 月 開催 ※次回は 2023 年 9 月 9 日(土)の予定

終活アドバイザー協会講演会・会員交流会(大阪開催)

2023 年 4 月 15 日(土) 開催予定

終活講座(東京開催)/ オンライン同時配信(会員限定)

第 50 回 2022 年 12 月 3 日(土) 14:00~16:30 参加費:5,000 円(会員は 3,000 円)

「相続実務の現場から～相続放棄と外国籍・海外在住の相続手続き～」

第 51 回 2023 年 2 月 25 日(土) 開催予定

★オンライン同時配信については、会員へのメールおよび終活アドバイザー協会HPの
会員ページでご案内します

ら・し・さサロン(東京開催)

2022 年 11 月 30 日(水) 14:00～(仮) 参加費:2,000 円(会員は 1,000 円)

「納棺師が伝えたい！お葬式のことと模擬納棺式体験」



地域開催セミナー

終活講座 in 熊本(2023/3/4 開催予定)、終活セミナー in 仙台、終活セミナー in 金沢



ら・し・さ
イベント案内

終活アドバイザー協会会員のためのオンラインセミナー【11 月予定】

「終活の基本と『ら・し・さノート®』の活用法」 毎月開催 会員限定・参加費無料

※前半はセミナー(内容は毎回同じ)、後半は交流会です

・2022 年 11 月 19 日(土) 19:30～

「ら・し・さノート®と資格の活かし方」セミナー 毎月開催 会員限定・参加費:1,000 円

・2022 年 11 月 21 日(月) 13:30～ ※月替わりの講師によるセミナーを開催します

「テキストフォローアップ講座」 毎月開催 会員限定・参加費無料

・2022 年 11 月 26 日(土) 19:30～ ※終活アドバイザー講座テキストを使った復習セミナーです



会員向け
イベント案内

終活アドバイザー協会会員の皆様へ 迷惑メール設定解除のお願い

上記イベントのご案内は、HPに掲載し、Facebook の会員グループや LINE、メールでもお届けしています。パソコンメールを受信拒否する設定になっている場合には、メールでお知らせをお届けすることができません。協会からのメール

<info@shukatsu-ad.com>を受け取れるよう、設定の見直しをお願いいたします。

また、Facebook の会員グループの登録や公式 LINE アカウントへの友達追加もご検討ください。

終活講座をパソコンやスマホで受講できます



過去の「ら・し・さ」の終活講座を、ビデオ(動画)で受講できます(動画配信サービス)。

動画配信サービスは、「生活経済研究所®長野 家計見直しセミナー」(URL: <https://fpi-j.tv/>)のサービスのひとつ(3ch ら・し・さチャンネル)として提供されています。終活アドバイザー協会会員は割引価格で受講できます。非会員や退会された方、会費未納の方は会員価格でのご利用はできません。

3ch ら・し・さチャンネルサイト https://fpi-j.tv/category/3ch_rashisa

1. まずは「利用者登録」をしてください



3ch ら・し・さ
チャンネル

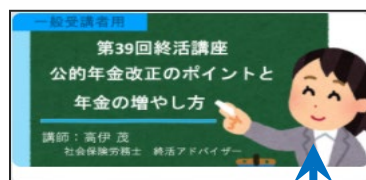
2. 登録が終わったら受講できます

受講するには、各セミナーのバナー(下記の図ご参照)をクリックしてお申込みください。

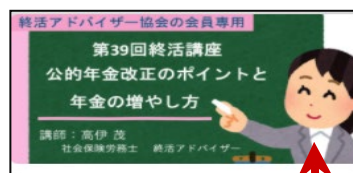
◇ 受講可能期間は購入(申込み)から 14 日間、繰り返し視聴可能です。

◇ セミナー料金は動画ごとに設定。代金はクレジットカードによる決済となります。

終活アドバイザー協会会員の方は、「**会員専用**」から。 **申込みの取り消しや変更はできません。**



一般の方はこちらをクリック!



会員の方はこちらをクリック!

<受講できる終活講座>

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ●「未病改善&介護予防講座」 | ●「年金の税金と医療介護の負担」 |
| ●「不動産の知識と終活アドバイザーの役割」 | ●「他人事じゃない地域の困りごと」 |
| ●「デジタル終活の実務」 | ●「介護保険の基本と改正情報」 |
| ●「相続の基礎～相続税はこうにして求められる～」 | ●「やさしい生前贈与と相続対策の基本」 |
| ●「終活に役立つ登記簿謄本の見方と活用法」 | ●「公的年金改正のポイントと年金の増やし方」 |
| ●「財産の管理と円満な引き継ぎ～家族信託の活用事例～」 | ●「公的医療保険と民間医療保険」 |
| ●「高齢者施設ってどんなところ？」 | ●「金融の基本とグリーフケア」 |
| ●「学んで備える『認知症』」 | ●「成年後見の基本と実務」 |

利用者登録や、WEB セミナーのご利用に関してご不明な点は、下記にお問い合わせください

家計の見直しセミナー | 生活経済研究所®長野の WEB セミナー

URL : <https://fpi-j.tv>

お問い合わせ(メール) : delivery@fpi-j.com

終活お役立ち情報

※協会会員の方は、会員ページ内「お役立ち情報」もご利用ください ⇒



終活をすすめていくと、日々の暮らし、身の回りの品から不動産などの大きな財産、医療・介護・年金などの社会保険制度や税金、相続、お葬式・お墓とさまざまな事柄が関係します。こういった終活に関わる知識や経験を、「お役立ち情報」としてお届けします。

お役立ち情報 ①

公的年金等受給者の所得税や住民税の申告

公的年金等(企業年金や国民年金基金、小規模企業共済等の年金払いを含む)の収入だけで生活している人の多くは、所得税や住民税の申告は不要となっています。しかし、公的年金等の年間合計額が400万円を超える人や、公的年金等以外の収入(給与収入や個人年金等からの収入、家賃収入、臨時の収入など)を得ている人には、申告義務が発生することがあります。

申告が必要かどうかは、「公的年金等の収入金額が年間400万円を超えるか、400万円以下であるか」、および、「公的年金等以外の収入(所得)があるかどうか」が、ポイントとなります。

1. 公的年金等の収入金額が年間400万円を超える場合

所得税の確定申告が必要です。

所得税の確定申告の内容は居住地の市区町村に連携されるので、所得税の確定申告を行っている人は、住民税の申告は不要です。

2. 公的年金等の収入金額が年間400万円以下の場合

①公的年金等以外の収入の所得が20万円を超える場合

所得税の確定申告が必要です。

所得税の確定申告の内容は居住地の市区町村に連携されるので、所得税の確定申告を行っている人は、住民税の申告は不要です。

②公的年金等以外の収入の所得があるが、20万円以下の場合

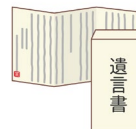
住民税の申告が必要です。翌年の介護保険料や国民健康保険等の保険料の算定基準を、公的年金以外の所得も含めて計算しなおすためです。

③公的年金等以外の収入の所得がない場合

所得税も住民税も申告は不要です。公的年金等の収入や所得などの情報は居住地の市区町村に連携されるので、それを元に保険料などが計算されます。

なお申告不要であっても申告した方が有利なケースもあります。所得税や住民税の申告が不要であっても、公的年金等からは税金や社会保険料は差し引かれます。医療費控除や生命保険料控除のように課税所得を減らせる所得控除があるなら、申告した方が税金や翌年の社会保険料の負担を減らせる場合がある、という点は覚えておきましょう。

「自筆証書遺言の保管制度」



2020年(令和2年)7月10日から、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。2019年の自筆証書遺言の作成ルールの変更とあわせて自筆証書遺言が作成しやすくなっています。

1. 自筆証書遺言とは

自筆証書遺言は、自筆できる人であれば気軽に作成することができ、費用もかからないというメリットがあります。また財産目録についても、以前は手書きをしなければいけませんでした。現在ではパソコンによる作成や通帳、登記簿の写しの添付でもよいことになっています。

一方、デメリットとして、民法が定める書き方のルールに違反すると、遺言そのものが無効になってしまいます。また、亡くなった後に、せっかく書いた遺言書が見つからない、相続人などの利害関係者によって偽造や廃棄が行われる、などの心配もあります。

2. 自筆証書遺言書保管制度のメリット

自筆証書遺言のデメリットを解消するために、2020年(令和2年)から自筆証書遺言書保管制度が始まり、作成した自筆証書遺言を法務局(遺言書保管所)が預かってくれるようになりました。

この制度では、次のようなさまざまなメリットがあります。

- (1) 遺言の保管申請時には、遺言が民法の定める形式に適合しているか外形的なチェックをしてくれます(ただし遺言の有効性を保証するものではありません)。
- (2) 遺言書の原本は遺言者の死後50年、画像データは150年の長期に渡り保管されます。
- (3) 家庭裁判所による検認(遺言書の偽造・変造を防止するための証拠保全手続き)が必要ありません。
- (4) 相続開始後、相続人などは全国の法務局で遺言書の閲覧、遺言書情報証明書の交付が受けられます。
- (5) 相続人のうち1人が(4)の交付を受けた場合、他の相続人全員に「法務局に遺言書があります」という通知が送られます。
- (6) 遺言者の希望により、法務局が遺言者の死亡を確認できた際に、遺言者が指定する1名に対し、遺言書の保管の事実のお知らせが来ます。

自筆証書遺言書保管制度は、自筆証書遺言のメリットを活かしつつ、デメリットが解消できる制度です。2021年度には16,487件の保管申請がありました。今後も自筆証書遺言を作成する人が増えることが期待されます。

具体的な申請方法については法務局のホームページ「自筆証書遺言書保管制度」にわかりやすく解説されています。一度確認しておくことをおすすめします。

法務省「自筆証書遺言書保管制度」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



(7ページから続く) 講師の敬称略

◇終活講座(東京開催)

・「相続の基礎」相続税は

「このようにして求められる」

講師…若色信悟

・「やさしい生前贈与と相続対策の基本」

講師…橋本秋人

・「介護保険の基本と改正情報」

講師…山田静江

・「デジタル終活の実務

「PC・スマホの後始末」

講師…原 浩也

・「家族のために必要な終活と

空き家対策」 講師…峰尾茂克

・「実録！自治会長は見た！

他人事じやない地域の困りごと」

講師…廣木智代

◇終活セミナー(地域開催)

「終活セミナーin広島」

「エンディングノートの必要性、

活用方法と留意点」

講師…中村久枝

「相続の手続きで障がいのある子が

困らない3つの対策」

講師…鹿野佐代子

◇会員限定無料オンラインセミナー

・「終活の基本と

『ら・し・さノート』の活用法」

講師…高井豪・廣木智代

◇会員限定有料オンラインセミナー

・「年齢整理のすすめ」

人生を楽しく生きるために」

講師…藤岡聖子

・「ら・し・さノートを

福祉の現場で活用しよう」

講師…石川 智

・「最期まで自分らしくあるための

ら・し・さノートの書き方」

講師…大和泰子

・「相続不動産の処分と活用

「実家の空き家対策」

講師…小林信之

・「医療・介護と

『ら・し・さノート』

講師…松尾孝子

・「地域で活かす終活アドバイザー」

講師…金田和子

・「地方都市の空家・

所有者不明土地の現状と

終活アドバイザーとしての

活かし方」 講師…裁原正和

・「ら・し・さノートの書き方セミナー

「これから講師を

される方のために」

講師…久恒恵美子

・「親が元気なうちにやっておく

子ども世代の相続準備」

講師…池田幸代

・「相談事例から学ぶ、

終活における相談業務のポイント」

講師…安本貴子

・「士業の業務と

終活アドバイザーとしての

司法書士へのつなぎ方」

講師…廣木 涼

◇テキストフォローアップ講座

☆終活アドバイザー講座テキストの復習☆

・ LESSON 4・5

「人間関係・身の回りの整理等」

・ LESSON 6・9 「不動産等」

・ LESSON 7 「預貯金等」

・ LESSON 8 「保険」

・ LESSON 3 「年金」

◇ら・し・さサロン

・「動画と写真でめぐる海洋葬と

今どきのお墓」 講師…三谷ますみ



・「介護施設の基礎知識と

見学ビデオ」

講師…中田実千代

・「終活腹話術と遺言書の書き方」

講師…武田貴行

・「日本版CCRCと終の棲家

「事例と今後の展望」

講師…秋丸アルハ

◇終活アドバイザー協会講演会

〔東京開催〕

『これからの時代に求められる

承継寄付・遺贈寄付について』

講師…三浦美樹

『今どきのお墓事情』

講師…三谷ますみ

〔大阪開催〕

『生活困窮支援の相談現場から』

講師…菊井千恵子

『家族の歴史と心理学

「自分のルーツ、家族の歴史の

流れを再確認』

講師…小川 敬

以上

NPO法人ら・し・さ

第20回総会報告

令和4年7月23日に、NPO法人ら・し・さは、第20回通常総会を開催いたしました。2年ぶりに会場にら・し・さ会員が集まっていたこととなりましたが、遠方在住の会員に配慮して、総会の様子はユーチューブライブで配信しました。

総会では、令和3年度の事業報告・収支報告、令和4年度の事業計画、収支計画等について報告・審議され、すべて承認されました。今期の理事会は新理事1名を加えた理事12名と監事2名で運営します。

NPO法人ら・し・さの正会員数は年度末で93名。全国各地で開催している終活講座や終活セミナー、オンラインセミナーで、運営や講師として協力をいただいています。

事務局では引き続き在宅勤務などを取り入れながらも、管理業務、ら・し・さノート等の発送、皆様のお問い合わせ等にスムーズに対応できるよう頑張っております。

今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年度活動報告（抜粋）

（令和3年6月1日）

令和4年5月31日

令和2年5月にオンラインセミナーを開始して以来、令和3年度は常態化し参加人数において大きな成果をあげています。オンラインによるセミナーや交流会など、オンライン開催は年間50回に及びました。

さらに「終活」および「エンディングノート（ら・し・さノート）」、「終活アドバイザー協会」事業の広報活動として、終活アドバイザー協会のホームページを全面リニューアルしました。一般ページに終活Q&AやNPO法人ら・し・さ主催セミナーの案内を掲載して、終活に興味がある方への情報提供を行っていました。

NPO法人ら・し・さの令和3年度の事業の特徴をまとめれば次のようになります。

- 1 終活アドバイザー協会のホームページの刷新
- 2 オンライン方式のセミナーやイベントを年50回実施

◇終活アドバイザー協会事業

年度末の終活アドバイザー協会会員数は4,940名です。

協会会員および一般の受講者に向け、終活講演会や終活講座、終活セミナー、ら・し・さサロンを東京および各地で開催しています。

このようなイベントは、会員の活動やご意見などをお聞きしたり、会員同士の交流を深めたりする場となっています。

地域や時間帯の都合で受講できない会員向けには、東京開催の終活講座をリアル配信および後日の動画配信を行っています。また会員対象の各種オンラインセミナー・イベントを開催しています。

会員への情報提供や知識の習得支援などのため、ホームページの会員ページもリニューアルしています。更新などの各種手続きも、会員ページからできるようにしています。

会員ページには「お役立ち情報」や会員限定のオンラインセミナー・イベントの開催案内、各地域での会員によるサークル活動を紹介するページなどがあります。

◇ら・し・さノート&活用ガイド&支援ハンドブック普及活動

「ら・し・さノート®」は、一般販売のほか、終活アドバイザー協会へ新規入会された方への提供、会員のご購入などが増加し、年間の部数は1万1457部となりました。

ら・し・さ会員や終活アドバイザー協会会員によるセミナー等での利用により、活発なエンディングノートの普及活動が行われています。

また、「ら・し・さノート®」、「活用ガイド」、「親なきあとの支援ハンドブック」は、増刷時に法や制度の改正による改訂やデータの更新を行っています。

- ・ノート、ガイド・ハンドブック
 - ・マスメディアへの取材協力
 - ・企業発行のエンディングノートの執筆・監修・コンテンツ提供
- 〔提供している企業…JAバンク、十七銀行、ゆうちょ銀行、明治安田生命、住友生命など〕

（6ページへ続く）

NPO 法人ら・し・さ 令和3年度「活動計算書」および「貸借対照表」

活動計算書

自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日

特定非営利活動法人ら・し・さ

(単位:千円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費		33,904	
2 受取寄付金		0	
3 事業収益		10,617	
経常収益合計			44,521
II 経常費用			
1 事業費			
①事業売上原価	3,652		
②役員報酬給料	11,400		
③経費	12,344		
事業費合計		27,396	
2 管理費			
①役員報酬給料	6,138		
②経費	9,686		
管理費合計		15,824	
経常費用合計			43,220
当期正味財産増減額			1,301
前期繰越正味財産額			27,250
次期繰越正味財産額			28,551

貸借対照表

令和4年5月31日

特定非営利活動法人ら・し・さ

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
①現金・預金等	28,359	①未払金・預り金等	3,378
II 固定資産		負債合計	3,378
①有形固定資産	254	純資産の部	
②無形固定資産	3,316	①前期繰越正味財産	27,250
③投資その他	0	②当期正味財産増加	1,301
		純資産合計	28,551
資産合計	31,929	負債純資産合計	31,929

※現金・預金等のうち、9,590,800円は使用目的の指定があった寄付金です

終活広場 終活アドバイザー協会会員からの投稿ページ



終活アドバイザー協会会員からの投稿を掲載します。皆様の作品や体験談の応募をお待ちしています。



終活川柳

今回は、定年シリーズとなりました

- 定年後趣味三昧も金足らず (東京都 三窮)
- 定年と年金開始5年ずれ (東京都 三窮)
- 定年後考えもなく再雇用 (東京都 三窮)
- 夫源病ならないように再雇用 (大阪府 愛妻家)
- 再雇用元の上司がまた上司 (大阪府 愛妻家)



終活体験談①

“一億総おひとりさま時代”のテーマ

熊本県 佐藤名、美

数年前のある朝のことです。その日は、町内役員としての仕事で銀行へ出向く用件がありました。道すがら、あるお宅の前を通ったときに感じた独特の違和感から、忘れられない1日が始まります。

(※プライバシーに配慮して一部、情報に変更を加えています)

その家の主は、定年退職後に他県から転居して来られたおひとりさま男性で、物腰柔らかな老紳士 A さん。先の熊本地震の際はご近所同士で声を掛け合い、安否を気遣い合った間柄です。最近、お見かけしないことが気になって、3週間ほど前にマンションの管理人さんに尋ねてみたばかり。管理人さんの「入院されているそうです」の言葉に、よからぬ想像から一転、ひとまず安心したのを覚えています。

1時間ほどが経過し、用件を済ませて戻ってみると、先ほどの違和感は心なしか増しているように感じます。そう、違和感の正体とは…異臭。しかしこの時点の私は「長い留守中に、下水管が干上がって臭気が上がって来ているのかしら？」ぐらいの想像をしていました。そしてさらに1時間ほどが経ち、別件で出かけた際には、異臭はさらに強まっており、管理人さんに対応をお願いすることにしました。

ほどなくして、救急・消防・警察と一通りの緊急車両のサイレンがご近所に響きわたります。この時点でもまだ「あら、近くかしら？」と事態にピンと来ていない私でしたが、隊の向かった先は A さんのお宅。管理人さんが入院先の病院へ連絡されたところ、実は A さんは既に退院されていたことが判明。あわてて通報した結果、残念なことに、おひとりでお亡くなりになっていたそうです。

ただの近隣住民である私には、死因など具体的なことは何も教えてはいただけませんでしたが、A さんの上品な語り口を思い出すにつけ、またご遺族のお悲しみの様子を伝え聞くにつけ、近況を知っていたら、せめてもう少し早くに気付いて差し上げることができていたら…と悔やまれてなりません。

「遠くの親戚より近くの他人」と言います。プライバシーとのバランスが難しいですが、古き良き時代にみられた「隣人のささやかなお節介」は、これからの“一億総おひとりさま時代”の重要なテーマとなる気がします。また、警備会社の安否確認サービスや食材配達の利用など、外と繋がりを持ち続ける工夫も、本人のため、周囲のためにもますます欠かせない取り組みになるのではないのでしょうか。



終活体験談②

日系三世として終活を行いました

東京都 ラストフジ

日系三世として終活（相続等の手続き）を行った経験を皆様にお伝えいたします。

私の両親は共に在日韓国人で私が 10 代の時に家族全員で帰化しています。その後、今日に至るまでごく普通の家庭環境で育ってきました。

そのような状況下で、昨年は母親が病気で他界しました。母親は家計の整理や葬儀の手配はしていたものの、相続等の手続きについては殆ど道筋を作っていませんでした。

兄 2 人は遠くに住んでいて、職業柄、平日の休みが取りにくかったため、終活（特に手続き関係）は私が引き受ける事になりました。兄たちは専門家へお金を払えば手続きは全て行ってくれると言いましたが、親族には自力で手続きした例がなかったため、後世のためにもできるだけ自力で行おうと決意しました。

面倒だったのは自筆証書遺言書の検認です。現在は自筆証書遺言書保管制度という検認不要の方法もありますが、両親は今から 10 年以上前に遺言書を作成していたため検認が必要だったのです。市役所で相続人全員の戸籍謄本、住民票、改正原戸籍を取得して、家庭裁判所へ検認の申立てを行いました。

同時に年金の停止や入院していた病院の精算、生命保険会社への死亡給付金の請求等を、在宅勤務や土曜日の隙間時間で行いました。夏の終わりに母親が他界しましたので心身共に、疲れがたまっていました。

一連の書類を全て提出してから約 1 カ月後に、家庭裁判所より連絡があり、追加で 2 つの追加書類の提出を要望されました。「外国人登録原票」と「除籍謄本」です。

外国人登録原票は四谷の出入国在留管理庁へ請求し、約 1 カ月で入手できました。除籍謄本は「麻布十番の韓国領事館へ行って入手してください。不明な点は司法書士へ相談して聞いてください」との事でした。「ハングルで記載されているので和訳文も必要です」と事務的な指示がありました。

司法書士へ電話で相談すると、このような事例ではびっくりするような報酬を請求される事がわかり、ますます自力でやる事の意味を確信しました。除籍謄本の取得は簡単ではないと聞いていたので、韓国領事館と数回、電話でやりとりした後、昨年の 10 月に韓国領事館へ行き、1 回で除籍謄本を入手しました。帰化申請時に使用した大韓民国国民登録證が実家のタンスにあったことが決め手となったようです。和訳文は隣にある民団（在日本大韓民国民団／韓国民団）にて安価な値段で入手できました。

遺言書の検認期日の通知が家庭裁判所から来たのは 11 月末でした。その後、銀行口座の凍結解除および実家の登記の名義変更を 12 月末までに全て済ませました。相続登記のみ司法書士へ依頼しました。

今年の 5 月末には父親が老衰で他界しましたが、一通り、実践教育で学んでいたことや裏技も体得したお陰で、スムーズに父親の遺言書の検認を済ませることができました。

先に相続手続きを済ませておきましたので残る課題は殆どありません。登記や検認という言葉が出てくると終活としてゴールの目安になると感じました。

ガイドブックや手続きに記載されていない事ばかりでしたが、銀行や遺言の手続き（自筆証書遺言の検認）、不動産の名義、そして家計および財産関係については整理しておく事が大切と感じました。

「終活アドバイザー協会会員のページ」です

1. 『終活広場』に、会員からの投稿を募集します

終活アドバイザー協会
会員ページ



■応募要領

- ・エッセイは 800 字以内、川柳はひとり3句まででお願いします
 - ・氏名の掲載を希望しない場合は、その旨お書きください(ペンネームも可)
 - ・投稿が多数の場合、掲載できない作品がありますがご容赦ください
- ⇒ 事務局まで郵送いただくか、『kanri@ra-shi-sajp』宛てにメールでお送りください

■次号掲載の締切 2022(令和4)年12月23日(金)

■採用された方には、500 円の QUO カードを謹呈します(複数採用の場合も1枚)

2. スマートフォンのメールアドレスの設定をご確認ください

終活アドバイザー協会からのお知らせの多くは、メールで行っています。協会に登録されているメールアドレスがスマートフォンのものであった場合、PC メールを受信しない設定になっていると、協会からのお知らせをお届けすることができません。『info@shukatsu-ad.com』からのメールを受信できるよう、設定の変更をお願いします。

メールアドレスなど連絡先が変わったときは、すみやかに協会までお知らせください。

3. Facebook(フェイスブック)の会員限定グループに参加しませんか？

Facebook に終活アドバイザー協会会員限定のグループがあります。「終活アドバイザー」で検索してください。登録時には会員番号などをお尋ねして会員であることの確認をさせていただきます。グループ内では、全国の終活アドバイザーとの意見や情報の交換ができます。また、当会主催の各種イベントも、ご案内しています。

4. 終活アドバイザー協会 公式 LINE(ライン)を開設しています

終活アドバイザー協会会員向けの公式 LINE があります。「更新・年会費」「サークルについて」など、お問い合わせの多い項目についてご案内しています。また「オンラインショップ」や「セミナー・講座」についても、確認することができます。入会時、更新時にお渡ししている「会員の手引き」をご確認ください。(会員の手引きは、会員ページ内で見ることができます)

5. 名刺・オリジナルグッズのご案内

終活アドバイザー協会では、ビジネスに活用いただける「名刺」「のぼり」「クリアフォルダー」などのオリジナルグッズをご提供しています。

お申込みは「会員ページ」の【ら・し・さノート®とツール】からお願いします。



終活アドバイザー協会 地域サークルのご案内



全国各地の終活アドバイザー協会会員の学びと交流の場として誕生した「地域サークル」は、2022年9月末現在、各地に20の地域サークルがあります。協会では、終活アドバイザー協会会員の交流と、地域サークルの設立支援のため、地域を絞ったオンライン交流会も開催しています。HPやメールでご案内しますので、お気軽にご参加ください。

右ページでは、2022年5月以降に設立された4つの地域サークルのご紹介を掲載しています。お近くの方、ご興味のある方は、代表者または連絡担当者に連絡を取ってみてください。



ブロック	おもな活動地域	サークル名	ブロック	おもな活動地域	サークル名
北海道	北海道	終アド北海道	中部	富山県	富山ミラー樹
東北	福島県	終アドふくしま		岐阜県・近県	終アド岐阜
関東	栃木県	終アドとちぎ一期会		静岡県・近県	終アド静岡だもんで
	群馬県	終アドからっ風ぐんま		愛知県	終アド愛知
	埼玉県・東部	終アド埼玉東	近畿	大阪府	終アド浪花
	埼玉県・西部	終アド埼玉西		兵庫県・神戸尼崎	終アド兵庫南
	東京都	終アド東京		奈良県	終アド奈良
	神奈川県・横浜	終アドかながわ	中国	岡山県	終アドはれっと岡山
	神奈川県・横浜	終アド横浜		広島県	終アド広島
地域サークル紹介ページ 			九州 沖縄	福岡県・近県	終アド九州
				沖縄県・本島	終アド沖縄イチャバチョーデー

※各サークルの代表者や連絡先は、協会ホームページの会員ページ内、「地域サークル情報」>「現在設立している地域サークル」をご覧ください

「終活アドバイザー協会・地域サークル仲間探しの掲示板」をオープンしています

この掲示板は、次のようなときに活用ができます。

- 地域サークルを立ち上げたいとき
- 地域サークルのメンバーを募集したいとき

詳しくは、会員ページ内「地域サークル情報」>「会員掲示板【SHARE info】について」で、ご確認ください



終アドふくしま

代表：飯田教郎氏

「終アドふくしま」は今年4月に設立され、現在会員7名のサークルです。福島県は海側から浜通り、中通り、会津地方と3つの地域に分かれており、果物や米、水産物も豊富な自然豊かな県です。代表は飯田教郎さん。幅広い人脈と多様な肩書を持ち、多方面で活躍されています。会員はFPや行政書士、会社員、消費生活アドバイザーなど多業種から集まっており、それぞれが得意分野を持っています。これまで2回のミーティングを行い、会員同士の情報交換や今後の活動について活発な意見を出し合いました。今後はオンラインでも行う予定です。10月には福島市で終活セミナーも開催されます。自ら学んで動いて楽しんで、終活を必要としている方の役に立てる終活アドバイザーをメンバー全員が目指しています。

終アド静岡だもんで

代表：馬渡初代氏

令和4年4月末日に「終アド静岡だもんで」は発足しました。サークルのコンセプトは「生きることが楽しくなる終活」です。

男性2名、女性4名の個性豊かな6人（筋トレ愛の小山・猫好きの井出、フットワーク軽っ市川、柴犬好きなまわたり、資格マニアの木村、天然お茶目な小田、）のメンバーで活動しております。活動の中心はSNSを通じて情報交換をすることです。隔月に1度のペースでメンバーがファシリテーターとなりオンライン勉強会を開催しています。7月には対面による交流会も行いました。静岡県内の皆さま引き続きメンバーを募集しております。一緒に活動しましょう。よろしくお願い申し上げます。

終アド埼玉西

代表：鶴田明子氏

はじめまして！終アド埼玉西の鶴田明子です。埼玉西地区のオンライン交流会に参加したことがきっかけとなりサークルを設立しました。初期メンバーは4名ですが、まだ具体的な活動は始まってないのが現状です。。

ただ目標は大きく「民生委員のように終活アドバイザーが町の頼れる存在として周知されたいなあ！」と思っています。その活動が放映されて日本全国から「困った時は終アドサークルね」という認識ができるとサイコーだと思ってワクワクしています！

そんな力が終活アドバイザーにはあると思いますので本部にお知恵をいただきながら頑張ります！！＜仲間募集中です＞

終アド北海道

代表：細井 仁氏

9月11日開催の「終活セミナーin札幌」の懇親会をきっかけに設立しました。サークルが北海道の終活アドバイザーの仲間づくりの場と機会となりますよう、期待しています。今はまだLINEでの交流を主にしておりますが、メンバーには実力と経験の豊富な方もいて、セミナーの呼びかけなども早速あり、近々集まろうかという話もあります。北海道のみなさんのご参加、ぜひお待ちしております。

終活アドバイザー協会講演会 報告

2022 年 9 月 3 日(土)14:00～16:40

今回は、NPO 法人ら・し・さの正会員による講演会を開催しました。コロナ禍によりオンラインのみの開催となりましたが、100 名近い方に参加していただきました。

第1部:「終の棲家を考えよう

～日本版 CCRC の事例と今後の展望～

講師:秋丸アルハ氏

株式会社アルファライフケア 代表取締役

終活アドバイザー、NPO 法人ら・し・さ会員、CFP®

介護予防指導士・愛玩動物飼養管理士



終活アドバイザー講演会第1部は、秋丸アルハ氏による『終の棲家を考えよう ～日本版 CCRC の事例と今後の展望～』の講演でした。「自由＝自らを由とする」を大切にする秋丸氏のお話は、約1時間。実務に基づいた事例を中心に、終の棲家についてと、「日本版 CCRC」についてお話しいただきました。

まず、「どこで」「誰と」「どう」暮らそうか？ を考え、必ずしも「終の棲家＝介護施設」ではないと、いま一度、検討し直すきっかけを提起して下さいました。また、「施設」の定義を明確に示し、「住まい」との違いを対比し線引きする中で、自由の大切さが鮮明になりました。

具体例として、介護付き有料老人ホームの3施設を挙げ、入居者の症状に応じた施設ごとの受け入れ可否を比較。「住まい」タイプのサービス付き高齢者向け住宅の例も紹介し、施設に入居すると、その施設のルールや環境に左右される「一者依存」になるといいます。

一方、自宅の住まいを選択した場合は、暮らし方を自由に選択ができます。尊厳のある生活を大切にするアドバイスのための考え方や、確認するポイントを紹介していただきました。

後半は、「日本版 CCRC」の説明です。本家はアメリカ。宗教団体やボランティア団体がコミュニティを作っていたところから発生したのが CCRC(継続的なケアを受けられる高齢者の地域共同体)だそうです。

これを日本の現状や制度、文化に見合う形でアレンジしたものが日本版 CCRC です。日本での導入時からの議論の流れや運用されている全国の事例と特徴、現在進行中のプロジェクト事例をご説明いただきました。

秋丸氏の講演を聞き、終の棲家の選択肢として、施設か自宅か、という基準だけでなく、「地域」という視点が重要だという認識が強まりました。多世代と交流しながらの生活や、テーマパークと連携する施設、コンセプトの明確な CCRC の紹介があり、ワクワクする暮らしを思い描くことができました。



第2部:「成年後見の利用と実務」

講師:河内よしい氏

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー)

終活アドバイザー NPO 法人ら・し・さ会員 一般社団法人社労士成年後見センター東京理事

第2部の講師の河内よしい氏のモットーは「生まれる前から人生最後のそのときまで」。

社会保険労務士でFPの河内氏は、現在、成年後見人の活動に力を入れており、今まで5人の後見人(現在は2人)を務めているそうです。

講演では「成年後見とはどのようなものか」という基礎知識から、申立て手続きや後見人の実務、さらに家族信託についても解説していただきました。また終盤ではご自身の後見人としての事例紹介もあり、今までよく分からなかった後見人が身近に感じられた内容でした。

成年後見制度は、認知症や知的障がい者など判断能力が低下した人の「財産管理」と「身上保護」を目的とする制度です。制定の背景には、わが国の認知症患者や要介護認定者の急増により成年後見を必要とする人が増えているという社会的状況があり、介護保険制度と同じ2000年に始まっています。成年後見制度では、「自己決定権の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」の3つの柱を根本理念としています。

成年後見には、「判断能力がなくなってから」お世話になる法定後見と、「判断能力のあるうちに」お世話になることを契約しておく任意後見があります。それぞれのメリット、デメリットを理解して選択することが大切ですが、法定後見は現在、第二期基本計画として運用の見直しも検討されており、今後の行方に注目したいと思います。

なお、後見人になる人の心がまえについて、河内氏ご自身の考えとして、①常に「本人が中心」であること、②不正をしない倫理観、③後見人として常に学ぶ姿勢、④損害賠償保険の加入、⑤後見人としての自覚を持ち『なぜ?』の気持ちを忘れず、疑問点をそのままにしないこと、の5つをあげていました。

また、事例紹介のなかで、河内氏が語っていた「被後見人を自分の親、祖父母と思って接している」という言葉は印象的で、これこそが後見人の基本の姿勢ではと深く感じ入りました。成年後見については、不正などの問題も報道されていますが、河内氏のような方に後見をしていただければ安心だろうと思いました。

成年後見人は、今後終活アドバイザーとしての重要な活動の一つになると期待できます。

河内氏が冒頭としめくくりにお話されていたように、ひとりでも多くの人が成年後見人に興味を持ち、「私もやりたい」「私もできるかも」と考えて行動する人が増えれば良いと思いました。



「ら・し・さノート®」・「活用ガイド」

「親亡きあとの支援ハンドブック～知的能力障がいの子がいる親のために～」

NPO 法人ら・し・さ では、「ら・し・さノート®」及び「活用ガイド」、「親亡きあとの支援ハンドブック」を発行しています。ご希望の方は下記の方法にてご購入ください。

ら・し・さノート®

これまでの人生を振り返り、これからやりたいことを考えながら、財産を把握し、人生の後半期のことを書きとめておくためのノートです。医療や介護が必要になったときの希望や、葬式やお墓のことを記入するページもあります。自分史ノートやエンディングノートとしての役割を持たせることもできます。(全 46 頁)



550 円
(税込み)

活用ガイド

ノートを書くときの手引きとなるものが欲しい、という声にお応えして作成した「活用ガイド」は、実例とアドバイス、お役立ち情報満載のガイドブックです。(全 48 頁)



770 円(税込み)

親亡きあとの支援ハンドブック

知的能力障がいのあるお子さんがいる親が、障がいのある子や、そのきょうだいのために何をしておくべきか、考えて行動するための一冊です。(全 48 頁)



880 円(税込み)

「ノート」&「ガイド」セット 1,320 円(税込み)
ノートとガイドが収納できるクリアファイルが付きます

【ご注文方法】

ら・し・さ のHPから、ご注文いただけます。HPからの注文では支払方法の選択ができます。

◇クレジットカード払い(手数料無料) ◇コンビニ払い・銀行振込など(手数料負担あり)

FAX、メール、ハガキによるご注文では、以下を明記してください。この場合、代金と送料は同封の郵便振替用紙でお支払いください(払込手数料の負担あり)。送料は一律 300 円です。

1. お名前
2. ご住所(送付先)
3. 電話番号
4. 必要冊数 (ノート●冊、活用ガイド●冊、ノート&ガイド●セットなど)
5. どこでノートのことを知りましたか
6. 年代(「60 代」など) ※6 は差支えなければお書きください



※終活アドバイザー協会会員の方が、会員特別価格(ノート 10 冊以上)で購入される場合には、専用用紙でご注文いただくか、会員番号をお伝えください。この場合の送料は 500 円です。

編集後記

NPO 法人ら・し・さの第 20 回総会が例年通り開催され、無事に終了しました。コロナ禍も 3 年目に入り元の生活に戻りつつありますが、まだまだ感染者はなくならない状況です。それまでの「普通」が普通ではない生活を強いられたことで、何気ない日常がいかに大切か、考えさせられる日々でした。ペスト、天然痘、コレラなどの過去の感染症との戦いを振り返ると、その都度、人間の英知を集めて新しい治療薬の開発や行政等の対応により克服してきました。今回は IT の普及が大きな力になっています。オンラインによる会議、授業、ライブ(音楽、演劇など)の開催、在宅勤務の導入など社会に大きな変化がありました。人や命の大切さを改めて考えさせられることになった今回のコロナ禍を、自分はどうように生きるべきかを考える良い機会ととらえていただければと思います。今年度は各地で地域セミナーの開催を予定しています。マスク着用など、まだ制限された不便な毎日ですが、皆様に笑顔でお会いできることを楽しみにしています。

(副理事長 中田実千代)